

目次

◇寄稿

PCB使用機器等の管理及び処理について

環境庁企画調整局環境保健部長 廣瀬 省

◇行政情報

廃棄物処理法の一部改正の概要

厚生省 産業廃棄物対策室

◇全国8つの廃棄物処理センターの状況

◇対象に(株)静岡資源一助成事業決定一

◇債務保証シリーズ・現地ルポ

焼却にキルンストーカ炉を採用

(株)富士クリーンセンターを訪ねて)

PCB 使用機器等の 管理及び処理について



環境庁企画調整局環境保健部長
廣瀬 省

現在、我が国で流通している化学物質は、約5万種類以上あるといわれており、我々の生活に欠かせないものとなっている。一方、その生産・使用・廃棄等の仕方によっては、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれがあり、これを「環境リスク」として捉え、総合的に減少させていくことが必要である。

こうした「環境リスク」の考え方が重要な問題の1つとして、PCBの処理がある。

PCBは、その電気絶縁性や化学的安定性の優しさからトランス・コンデンサー、熱媒体、感圧複写紙等に使用され、昭和45年頃には、年間1万トンも生産されていた。しかし、昭和43年に発生したカネミ油症事件の原因がPCBであることが判明し、人の皮膚や肝臓への障害が問題となり、その後、全国的な環境調査の結果、琵琶湖や東京湾などで汚染が判明したほか、母乳からもPCBが検出されるなどの環境汚染が深刻な問題となった。このため、PCBは、昭和47年に生産等が中止され、昭和49年には「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、製造及び輸入が禁止された。

しかしながら、それから20年以上を経た現在においても、トランスやコンデンサーなどのPCB使用機器等は本格的な処理がなされないまま関係事業者により保管され続けている。

このような長期にわたる保管の結果、PCB使用機器等が不明あるいは紛失したり、また、機器からの漏洩等のおそれが高まるなどの問題が発生しており、PCBによる環境リスクを低減するため、早急な処理体制の確立が求められている。

このため、環境庁においては、専門家等から構成される検討会を設置し、保管PCBのより安全な処理技術に関する調査を実施するとともに、化学的処理等、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で認められている焼却処理以外の方法や、処理に伴う環境安全性の確保と処理の具体化のための方策の検討を行っている。

また、PCBの安全な処理を促進するために不可欠な、処理に伴う環境リスクや長期保管をする場合の環境リスクについて、関係者の共通理解を得るため、行政、事業者、国民等の間の情報交換を通じ、リスクコミュニケーションを推進していくこととしている。

廃棄物処理法の一部改正の概要

厚生省生活衛生局 水道環境部産業廃棄物対策室

廃棄物処理法の一部を改正する法律が、平成9年6月10日の衆議院本会議で原案どおり可決成立し、6月18日に公布されました。概要は、次のとおりです。

第1 改正の趣旨

我が国においては、経済成長や国民生活の向上等に伴い、廃棄物が大量に排出される一方で廃棄物の減量や再生利用は必ずしも十分に進んでいない状況にある。

他方、廃棄物を適正に処理するために必要な最終処分場等の廃棄物処理施設については、近年の廃棄物処理に対する住民の不安や不信感の高まりを背景として、その設置や運営をめぐる地域紛争が多発し、その確保がますます困難になっており、このような傾向が続けば将来、廃棄物の適正な処理に支障を来しかねない深刻な状況にある。また、産業廃棄物の不法投棄が後を絶たず、その解決が強く求められている。

こうした状況を踏まえ、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、廃棄物処理施設の設置・運営に当たっての信頼性と安全性の向上、不法投棄対策の強化等の総合的な対策を講じ、廃棄物の適正処理を推進するため、法改正を行ったものです。

第2 改正の内容

1. 廃棄物の減量及び再生利用に関する事項

- (1) 多量の排出事業者の処理計画における減量の視点の明確化

都道府県知事は、その事業活動に伴い、多量の産業廃棄物を生ずる事業者に対し、その事業場に係る産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成するよう指示することができる。

(2) 廃棄物の再生利用に係る規制緩和

①再生利用の認定

厚生省令で定める廃棄物の再生利用を行い、または行おうとする者は、当該再生利用の内容が生活環境の保全上、支障のないものとして厚生省令で定める基準に適合していること等について厚生大臣の認定を受けることができる。

②廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置の許可の特例

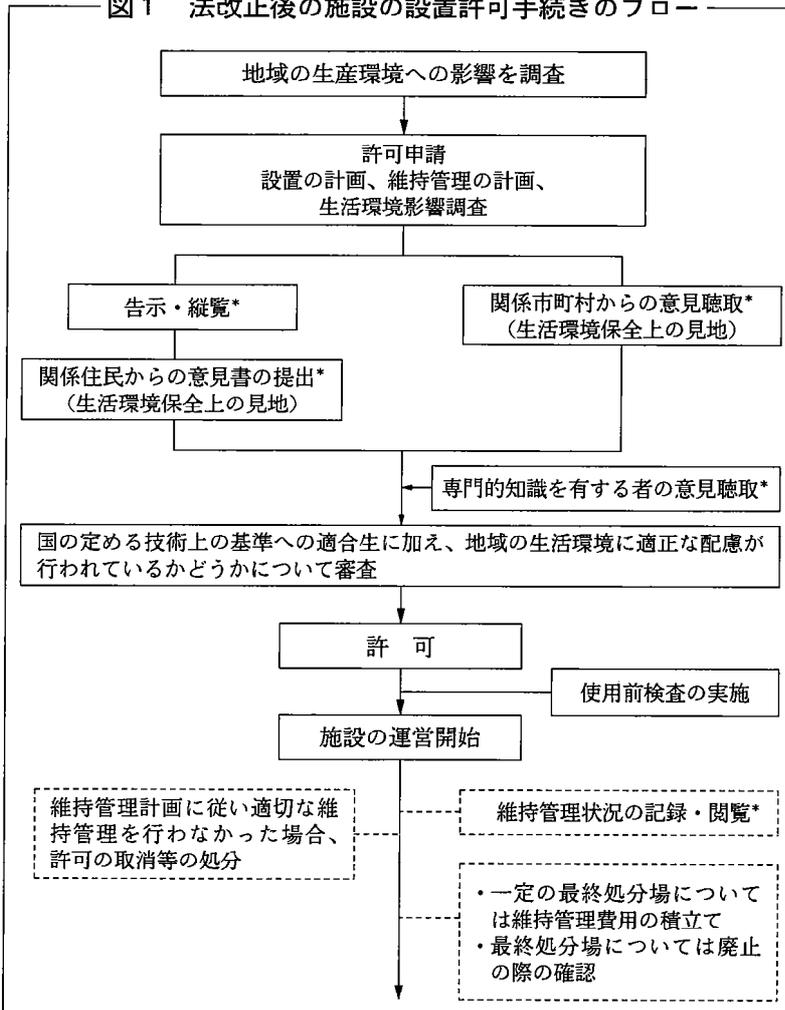
①の認定を受けた者については、都道府県知事の許可を受けないで、当該認定に係る廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る廃棄物処理施設を設置することができるものとする。ただし、廃棄物処理基準等の規定についてはこれを適用する。

2. 廃棄物処理施設の設置に関する事項 (図1)

(1) 生活環境影響調査書の添付等

廃棄物処理施設の設置の許可の申請者は、当該施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画等をその申請書に記載するとともに、当該申請書に当該施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類を添付する。

図1 法改正後の施設の設置許可手続きのフロー



(注) 上記の手続は政令で定める施設の場合であり、その他の施設では*不要

(2) 申請書等の告示・縦覧

都道府県知事は、政令で定める廃棄物処理施設については設置の許可の申請があった場合には、当該施設の設置の場所等を告示するとともに、申請書を1月間公衆の縦覧に供する。

(3) 関係市町村長の意見聴取等

都道府県知事は、(2)の告示をしたときは、生活環境の保全上の見地からの関係市町村長の意見を聴かなければならないものとするとともに、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了後2週間以内に生活環境の保全上の見地からの意見を提出することができる。

(4) 許可要件の追加

施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適

正な配慮がなされたものであることを許可の要件とする。

(5) 専門的知識を有する者の意見聴取

都道府県知事は(2)の政令で定める廃棄物処理施設の設置の許可をする場合においては、あらかじめ当該施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものであるかについて、生活環境の保全に関し、厚生省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

(6) 許可の取消等

都道府県知事は、施設の構造または維持管理が技術上の基準または申請書に記載された設置に関する計画若しくは維持管理にかんする計画に適合していないと認めるとき、または許可を

受けた者が当該許可に付した条件に違反したときは、許可の取消等ができる。

3. 廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

(図1)

(1) 維持管理義務

廃棄物処理施設の設置者は、技術上の基準とともに、申請書に記載された維持管理に関する計画に従い、当該施設の維持管理をしなければならない。

(2) 施設の維持管理に関する記録の作成及び閲覧

2の(2)の政令で定める廃棄物処理施設の設置者は、当該施設の維持管理に関し厚生省令で定める事項を記録し、これを当該施設等に備え置くとともに、当該維持管理に関し生活環境の

保全上利害関係を有する者の求めに応じ閲覧させるものとする。

(3) 維持管理積立金

①維持管理積立金の積立て

特定最終処分場（厚生省令で定める最終処分場をいう。以下同じ。）の設置者は、その埋立処分の終了後の維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了まで毎年度、都道府県知事が厚生省令で定める基準に従って算定し通知する額の維持管理積立金を環境事業団に積み立てなければならない。

②維持管理積立金の取戻し

特定最終処分場の設置者は、埋立処分の終了後維持管理を行う場合等は、維持管理積立金を取り戻すことができるものとする。

③許可の取消等

都道府県知事は、特定最終処分場の設置者が①の積立てをしていないときは、許可の取消等ができる。

④最終処分場の廃止の確認

最終処分場の設置者は、あらかじめ当該最終処分場の状況が技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止できる。

4. 廃棄物処理業者に関する事項

(1) 廃棄物処理業の欠格要件の追加

処理業の許可の欠格要件として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した者等を追加するとともに、欠格要件に係る法人の役員の範囲として、相談役、顧問等いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し取締役等と同等以上の支配力を有していると認められる者を含むものとする。

(2) 名義貸しの禁止

廃棄物処理業者は、自己の名義をもって、他人に廃棄物の収集若しくは運搬または処分を業として行わせてはならない。

5. 産業廃棄物管理票制度に関する事項

(1) 産業廃棄物管理票制度の適用範囲の拡大

① 特別管理産業廃棄物管理票制度の適用をすべての産業廃棄物に拡大する。

② 産業廃棄物管理票の交付者は、委託した産業廃棄物の運搬または処分が終了したことを送付された管理票の写しにより確認するとともに、これを厚生省令で定める期間保存しなければならない。

(2) 電子情報処理組織の使用

① 事業者は、その産業廃棄物の運搬または処分を委託する場合において、産業廃棄物管理票に代えて、電子情報処理組織（情報処理センターの使用に係る電子計算機と事業者、運搬受託者及び処分受託者の使用に係る入力装置とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用して、運搬受託者及び処分受託者からその運搬または処分が終了した旨の報告を求めることができる等。

② 厚生大臣は、①の報告等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる民法第34条の法人を、全国を通じて1個に限り、情報処理センターとして指定することができる。

6. 罰則の強化に関する事項（表1）

産業廃棄物の投棄禁止違反等に対する罰則を強化するとともに、罰則の規定を整備する。

7. 生活環境の保全上の支障の除去等に関する事項（図2）

(1) 措置命令の対象の拡大等

① 廃棄物処理基準に適合しない処分により生活環境の保全上の支障が生ずる場合等において、都道府県知事及び市町村長がその支障の除去等のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を命ずることができる者として、当該処分を行った者に管理票の交付をしなかった者等（以下措置命令の対象

表1 罰則の強化

罰 則 の 内 容	現 行	改 正 後
1. 第25条 ①無許可営業 ②無許可変更 ③事業停止命令・措置命令違反 ④処理施設無許可設置 ⑤処理施設無許可変更	3年以下の懲役 300万円以下の罰金 又はこの併科	3年以下の懲役 1000万円以下の罰金 又はこの併科
⑥産業廃棄物の投棄禁止違反(新設) ⑦名義貸しの禁止違反(新設)	—	—
2. 第26条 ①再委託禁止違反、委託基準違反 ②処理施設使用停止命令・改善命令違反 ③無許可輸入 ④輸入時の生活環境保全条件違反 ⑤特別管理産業廃棄物の投棄禁止違反 →一般廃棄物の投棄禁止違反	1年以下の懲役 100万円以下の罰金	1年以下の懲役 300万円以下の罰金
⑥受託禁止違反(新設)	—	—
3. 第26条の2 ○センター職員守秘義務違反(新設)	—	1年以下の懲役 50万円以下の罰金
4. 第27条 ①処理施設使用前受検義務違反	6月以下の懲役	6月以下の懲役 50万円以下の罰金
②2⑤以外の廃棄物の投棄禁止違反 (→1⑥、2⑤へ)	50万円以下の罰金	—
5. 第28条 ○輸出確認違反	50万円以下の罰金	50万円以下の罰金
6. 第29条 ①帳簿備付け保存等義務違反 ②処理業廃止等届出義務違反 ③処理責任者設置義務違反 ④報告違反 ⑤立入検査拒否妨害忌避 ⑥技術管理者設置義務違反	30万円以下の罰金	30万円以下の罰金
⑦維持管理事項記録違反(新設) ⑧産業廃棄物管理票虚偽記載等(新設)	—	—
7. 第29条の2(新設) ○廃棄物処理センター又は情報処理センターの役員による監督規定違反	—	30万円以下の罰金
7. 第30条 【法人等両罰規定】	法人等に対し、 第25条～第29条の 各本条の罰金刑	法人等に対し、 ・1⑥の場合、1億円の 罰金刑 ・1⑥以外の場合、 第25条～29条の各 本条の罰金刑

となる者を「処分者等」という。)を追加する。

② 措置命令を行う際には、厚生省令で定める事項を記載した命令書を交付する。

(2) 生活環境の保全上の支障の除去等の措置

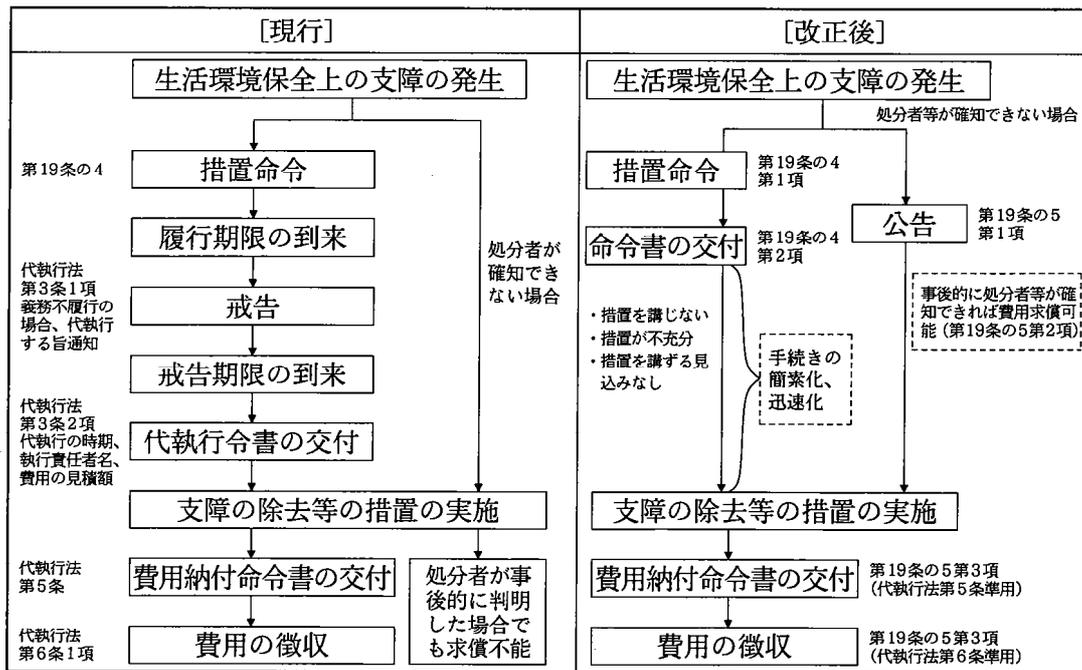
① 都道府県知事及び市町村長は、次のいずれかに該当すると認められるときは、自らその支障の除去等の措置の全部または一部を講ずることができる。この場合、イに該当するときは、期限を定めて当該支障の除去等の措置を講ずべき旨等を公告するものとする。

ア (1) の命令を受けた処分者等が、期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないときまたは講ずる見込みがないとき。

イ 過失がなく支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確認することができないとき。

② 都道府県知事及び市町村長は、①

図2 措置命令等の手続きについて



(注) 図中の法律名の記載されていない条項は廃棄物処理法のもの

の措置を講じたときは、当該措置に要した費用について、当該処分者等に負担させることができる。

(3) 産業廃棄物適正処理推進センター

① 厚生大臣は、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進することを目的として設立された民法第34条の法人を、全国を通じて1個に限り、産業廃棄物適正処理推進センター（以下「適正処理推進センター」という。）として指定することができる。

② 適正処理推進センターは、(2)の支障の除去等の措置を講ずる都道府県等に対する産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出えんその他の協力等の業務を行う。

③ 適正処理推進センターに②の業務に関する基金を設けることとし、厚生大臣は基金の出えんについて、事業者等に対し、必要な協力を求めるよう努める。

④ 都道府県知事は、(2)の支障の除去等の措置を講じようとするときは、適正処理推進センターに対し、当該措置の実施に協力を求めることができる。

第3 施行スケジュール等 (表2、3)

表2 改正廃棄物処理法の施行スケジュール (予定)

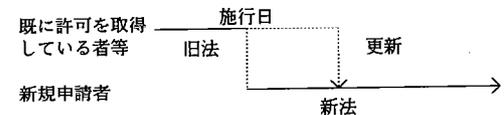
	法律の施行	政省令	備考
H9 6	改正法公布 (18日)		
7			
8		公布 (ダイオキシン対策、最終処分場の掘切り廃止関係)	
10			
12	第1次施行 (公布日から6月以内) (業の許可要件の強化・名義貸しの禁止、再生利用に係る特例制度、多量排出事業者の処理計画に関する減量の視点の明確化、罰則の強化)	公布 (第1次施行関係) ・ダイオキシン対策、最終処分場の掘切り廃止施行	
H10 1		公布 (第2次施行関係、基準改正関係)	
2			
6	第2次施行 (公布日から1年以内) (廃棄物処理施設の設置の許可、維持管理状況等の記録・閲覧、最終処分場の維持管理積立金制度、最終処分場の廃止の確認、適正処理推進センターの指定等、生活環境保全上の支障の除去等の措置、情報処理センターの指定等)	基準改正関係施行	適正処理推進センター及び情報処理センターの厚生大臣指定
9		公布 (第3次施行関係)	
12	第3次施行 (公布日から1年6月以内) (マニフェスト制度関係 (情報処理センターの指定を除く))		

表3 法律の施行に伴う経過措置について

1. 廃棄物処理業の許可の関係 (公布後6月以内施行)

○施行後に申請を行う者から新法を適用。

○施行時点で許可を申請中の者又は既に許可を取得している者については、業の許可の更新時から新法を適用。

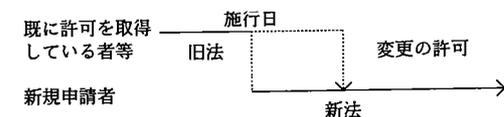


2. 廃棄物処理施設の許可の関係 (公布後1年以内施行)

○施行後に申請を行う者から新法を適用。

○施行時点で許可を申請中の施設及び既に許可を取得している施設については、旧法を適用。
ただし、維持管理状況の記録・閲覧義務は既存施設にも適用。
維持管理積立金制度は、施行後に埋立処分を開始する者には適用。

○旧法により許可を受けた施設が施行後に変更の許可を受ける場合は、その変更手続きから新法を適用。



全国8つの廃棄物処理センターの状況

(財) 産業廃棄物処理事業振興財団

昨年11月、兵庫県神戸市で開かれた「特定施設、廃棄物処理センター」整備促進の情報交換の全国担当者会議で、すでに指定を受けた廃棄物処理センターの役・職員の構成、基本財産・基金の出捐状況、処理料金などについて教えてほしいとの質問が出されました。

財団では、この質問に対する各県からの回答をまとめ、今後、廃棄物処理センターの整備を計画する際の参考になればと考え、財団ニュースに掲載させていただきました。

なお、財団からの質問に対し、現在廃棄物処理センターが指定されている8県すべてから回答が寄せられましたので、別表にまとめました。

問1 役・職員の構成

まず理事の構成ですが、どのセンターともに10数名から20数名で構成されており、理事長は団体の長が1センターであるほかは、県知事、副知事が就任している。そのほかの理事は、市町村会、医師会、商工会の長、関係団体の長、学識経験者、県・市の幹部職員から成っている。

監事は各センターとも2名で、1名は県出納長、1名は銀行協会の役員が就任しているところが多い。

なお、新潟、長野では、法人の重要事項を諮問する機関として評議員会が設けられ、新潟20名、長野35名の国・県・市町村の職員、関係団体の役員、学識経験者により構成されている。

次に、職員構成では、センターにより大きな差があり、プロパー職員を置かず、県職員が総

て兼務としているところから、数名の職員を置く県、兵庫県のように44名といった大世帯のところまである。総てのセンターで、県・市から職員が派遣されている。

問2 基本財産や基金の出捐状況について

基本財産は1千万円から数億円とかなり大きな差がある。

基金については、一部の県が未定、検討中であるほかは、県・市町村あるいは民間団体等から出捐または目標額が掲げられている。当然のことながら、公共機関が先ず出捐し、関係団体、民間企業から順次出捐要請されるところが多い。

問3 処理料金設定の考え方

稼働している岩手は、採算性を基に、外の公共関与事業を参考に設定しており、他のセンターにおいては、建設負担金（委託金）を徴収している一般廃棄物に比し、産業廃棄物の処理料金を高くしたいと考えるセンター、実際に持ち込まれる廃材の性状などで判断するなどのセンターがある。また一部のセンターでは、検討中となっている。

問4 県とセンターの間で事業運営についての協定を結んでいる場合、その協定の内容について

上記の問については、8県ともに協定を結んでいるところはなかった。

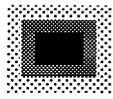
(別表)

廃棄物処理センターの状況

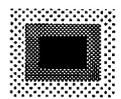
(平成9年4月1日現在)

県名及び団体名	役員等構成 理事、監事、評議員	職員構成	基本財産・基金		処理料金設定 の考え方	県とセンターとの 事業運営協定内容
			基本財産	基金		
岩手県 (財)クリーンいわて 事業団	理事13人(理事長、県知事) 商工会議所、県職員 関係団体、市の長等 監事2人 銀行協会、県出納長	事務局長9人 (うちプロパー4人) 事務局長(県次長) センター所長 (プロパー理事兼務)	千円 県 3,300 市町村 1,700 関係団体 5,200 計 10,200千円	千円 県 334,000 市町村 166,000 民間企業 763,000 計 1,263,000千円	計画期間における類似採算性を基に、類似公共関与事業を参考に設定	協定なし
新潟県 (財)新潟県環境保全 事業団	理事15人(理事長、県知事) 商工会議所、県職員 市町長、関係団体の長 監事2人 銀行協会、県出納長 評議員20人 県関係部長、関係団体 関係企業、学識経験者等	事務局長8人 (うちプロパー2人) 事務局長 (常務理事兼務)	千円 県 50,000 市町村 25,000 産業経済団体 75,000 計 150,000千円	千円 県 2,700,000 市町村 1,088,000 民間 300,000 計 4,088,000千円 (目標額)	現在検討中	協定なし
長野県 (財)長野県廃棄物 処理事業団	理事23人 (理事長関係団体の長) 県職員、県議員 市長会長、関係団体の長 監事2人 (県副出納長、銀行協会) 評議員35人 国、県、市町村関係者 経済団体、各種団体関係者 学識経験者	事務局長8人 (うちプロパー2人) 事務局長 (県派遣課長クラス)	千円 県 100,000 市町村 50,000 民間 150,000 計 300,000千円	検討中	検討中	協定なし
兵庫県 (財)兵庫県環境ク リエイテセンター	理事20人(理事長県副知事) 県、市職員、関係市助役 民間団体の長 監事2人 市収入役、商工会議所	事務局長44人 (うちプロパー及び 嘱託23人)	千円 県 100,000 市町村 300,000 計 400,000千円	千円 民間より 400,000 基金を造成予定、 (現在、積立金なし)	各施設毎の処理コストを算出、市町に ついでには建設委託 金を徴収している ため、一廃は産廃に 比し低額とする。	協定なし

県名及び団体名	役員等構成 理事、監事、評議員	職員構成	基本財産・基金		処理料金設定 の考え方	県とセンターとの 事業運営協定内容
			基本財産	基金		
香川県 (財)香川県環境 保全公社	理事 23人 (理事長、県副知事) 県職員、県議員、関係団体の長 監事 2人 県出納長、銀行関係者	事務局員 17人 (うちプロパー3人)	千円 県 25,000 市町 10,000 関係団体等 計 60,000千円	千円 県 45,000 市町 30,000 関係団体等 計 137,000千円	現在、検計中	協定なし
愛媛県 (財)愛媛県廃棄物 処理センター	理事 15人 (理事長、関係団体の長) 県職員、関係団体の長 市町村会長、学識経験者 監事 2人 県監査事務局長、婦人会 役員	事務局員 5人 (プロパーなし)	千円 県 2,500 市町村 2,500 関係団体 (7) 5,000 計 10,000千円	未定	建設費、維持管理 費を検計適正処理 原価下回らぬよう 設定。 国庫補助、負担金 抛出の廃棄物と、 それ以外の廃棄物 料金明確区分、物価 水準に見合う値上 げ実施。	協定なし
高知県 (財)エコサイクル 高知	理事 16人 (理事長、県知事) 県職員、市町村会の長 関係団体役員 監事 2人 県出納長、関係団体役員	事務局員 人 (プロパー職員なし) 事務局長、県課長 他も総て県職員	千円 県 18,000 市町村 7,000 関係団体 (12) 25,500 計 50,500千円	なし	建設費、運営費より 原価計算、周辺の処 分料金も考慮決定 予定	協定なし
大分県 (財)大分県環境 保全センター	理事 25人 (理事長、県副知事) 県職員、市長、町長 関係団体の長 監事 2人 県出納局長、市収入役	事務局員 5人 (プロ パー2人) 事務局長、県課長 他	千円 県 24,000 市長 10,000 関係団体等 (16) 16,000 計 50,000千円	千円 県 74,766 市町村 18,691 民間企業 195,090 計 288,547千円	明確な基準なし、持 ちこまれる廃材の 性状、混合物の量に より判断	協定なし



平成8年度事業報告等承認



—— 第15回理事会開催 ——

財団の第15回理事会が6月18日、経団連会議室で、平成8年度の事業報告、収支決算報告、監査報告および事務処理規程改正の審議、一部役員等の選任が行われた。

主な内容は以下のとおり。

1. 債務保証事業

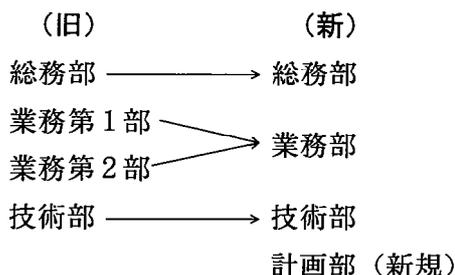
- 8年度保証件数（一般債務）6件、6件に係る保証決定額5,230百万円
- 特定施設整備促進のための情報交換を目的とした全国担当者会議を昨年11月に神戸で開催
- 債務保証実施企業による情報交換のための交流会の開催（2回）

2. 振興事業

- 日本、欧米諸国の産廃の発生・処理状況、処理施設整備状況等を内容とした図書「日米欧の産業廃棄物処理」の企画・編集
- 昨年5月、有明・東京ビックサイトで行われた'96廃棄物処理展への出展
- 国内外の研究者、行政担当者による講演や討議を通じてPCB処理の早期解決を図るための「PCBに関する国際セミナー」を他の団体と共催して昨年12月に東京で開催

3. 収支決算については、事業報告に沿った各事業に係る決算報告がなされ承認された。

4. 事務局の組織の改正を内容とした事務処理規程の改正が提案され、事務局組織が次のように改正された。



5. 一部役員等の選任が行われ、次のように交代された。

(1) 理事

全国銀行協会連合会会長

(旧) 橋本俊作 ((株)さくら銀行頭取)

(新) 佐伯尚孝 ((株)三和銀行頭取)

(2) 監事

(旧) 大賀典雄 (前(社)日本電子機械工業会会長 ソニー会長)

(新) 佐藤文夫 ((社)日本電子機械工業会会長 代表取締役東芝会長)

(旧) 寺田章次 ((社)日本橋梁建設協会専務理事)

(新) 竹本雅俊 ((財)道路開発振興センター常務理事)

(3) 評議員

(旧) 若竹 清 (前奈良県生活環境部長)

(新) 西浦安博 (奈良県生活環境部長)

(旧) 筒井和夫 (大成建設(株))

(新) 尾崎朋泰 (大成建設(株)常務取締役環境本部長)

(4) 企画・運営委員

全国銀行協会

(旧) 元田暢人 ((株)さくら銀行調査部産業調査室長)

(新) 松井 孝 ((株)三和銀行事業調査部次長)

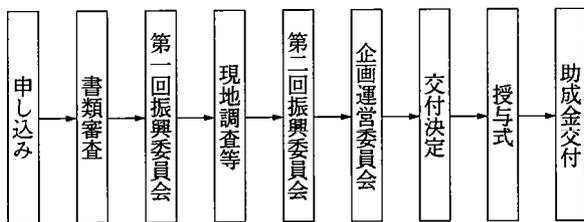
なお、理事会に先立ち、第13回評議員会が6月16日に開かれ、前述の事業報告、決算報告、規程の改正、役員等の選任について審議、承認された。

対象に(株)静岡資源

平成8年度助成事業決定

当財団の業務の柱の1つである助成事業は平成5年度から毎年実施しており、今回（平成8年度募集）で4年目となります。助成事業は産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発または起業化を行う産業廃棄物処分業者等に対して、当該開発又は起業化に要する経費を助成する事業です。この助成金額は平成5、6年度が50万円、平成7年度が100万円であったのを、今回は500万円と大幅に増額し、財団としてもこの助成事業を強化した初年度になるものです。またそれに伴い、募集方法も廃棄物関係の専門新聞3紙、日経産業新聞、雑誌等に募集広告を掲載、各都道府県・指定都市の産業廃棄物部署、各県(社)産業廃棄物協会への案内書送付と積極的にPRを図り、そのうえに助成対象事業を選定するために、委員長を早稲田大学の永田勝也教授とする、学識経験者、関係省、地方公共団体、関係団体の関係者で構成される振興委員会を設置し、審査にあたってもらうことといたしました。

今回の助成事業における申請から助成金交付までのフローは次のようになります。



申請から助成金交付までのフロー

今回の申請件数は当初28件でありましたが、審査の結果、第二回振興委員会での審査件数は4件となりました。その結果、振興委員会では、(株)静岡資源の「廃コンプレッサー資源化装置のシステム化及び市場開拓」の1件につき、助成金

額500万円が適当であるとの審査結果となりました。この審査報告を受けて、財団では(株)静岡資源に助成を決定しました。

平成9年6月9日に、財団で授与式が行われ、太田理事長、永田委員長の挨拶のあと、理事長から(株)静岡資源の森代表取締役へ交付書が授与されました。森代表から謝辞が述べられ、マスコミ各社からの質疑が行われ、閉会いたしました。

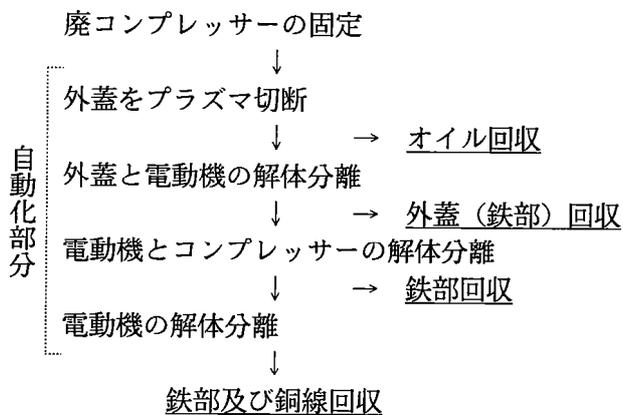
今回助成の対象となった事業は次のような内容です。

現在回収されている廃冷蔵庫（業務用冷蔵庫、各種飲料自動販売機、家庭用冷蔵庫など）は破砕処理後、金属を回収再生利用しているが、コンプレッサー部を同時に破砕すると①コンプレッサー部が硬いため、破砕機を痛める。②コンプレッサー部に入っている銅線が回収される鉄分に混入するため回収鉄分の品質が悪くなる、など不利なことが生じる。またコンプレッサー部を事前に除去した場合でも、このコンプレッサー部は人手による溶接溶断のため解体コストがかさみ、埋立処分や発展途上国に輸出されている状況にあります。

このような現状から(株)静岡資源では廃コンプレッサーを構成している高品位の鉄、銅線及びオイルの再資源化を目的として比較的投資負担の少ない自動解体装置の開発を始めたものです。

今回の開発は廃棄物の再資源化の他に①解体作業の安全性の向上、②解体時に発生するオイルによる土壌汚染の防止、③解体コストの削減、などにも貢献することが期待されるものです。

廃コンプレッサー資源化装置のフロー



写真は授与式。挨拶する太田理事長、左は永田委員長。右側(株)静岡資源森代表。

(株)静岡資源
〒421-13 静岡市富厚里1837-1
TEL 054-270-1153

平成8年度は6件実施

——債務保証状況——

(財) 産業廃棄物処理事業振興財団

債務保証業務については、財団設立以来4年半を経過し、業務体制の整備とともに保証実績も徐々に上がってきている。

債務保証の主体は第3セクターの行う特定施設の案件であり、各府県において事業の核となる廃棄物処理センターの設立、施設整備事業の立案・検討が進められているが、特定施設の保証

が計画されるのは、しばらく先のことと考えられる。このため当面は、民間案件の中から良質なものを取り上げていくこととしている。

平成8年度に債務保証を実施した案件は6件あり、内容は下表のとおりである。

なお、平成6年度から実施してきた債務保証の件数は18件、金額は128億を超えたことになる。

	事業主体	種類	施設内容	民間 第3セクター別	保証額 百万円
平成8年度	ファインシステム(埼玉)	リサイクル	焼却・破碎・選別・圧縮処理	民間	650
	ダイレックス(栃木)	リサイクル	焼却・破碎・廃油再生処理	民間	450
	ジャパンリサイクル(横浜)	リサイクル	破碎処理施設	民間	1,500
	エムディティ(広島)	中間処理	感染性医療廃棄物焼却	民間	330
	エコ計画(埼玉)	中間処理	〈特定施設〉焼却設備	民間	746
	クリーンテック(福島)	管理型処分場	埋立容量50万m ³	民間	1,000
	計				4,676

●海外PCB処理事情調査●

「PCB処理事情米国・カナダ 調査団」の募集について

産業界等を中心に北米におけるPCB処理事情視察のため調査団を結成し、本年9月16日から10日間の予定で調査団を派遣いたします。このため産業界を中心に参加者を募集しております。申込みは財団泉澤技術部長まで。

- ・Eco Logic社（カナダ）
- ・Ontario Hydro Technology社（カナダ）
- ・BOVAR Waste Management社（カナダ）
- ・Sanexen Environmental社（カナダ）
- 国の機関
- ・EPA
- ・カナダ環境省

訪問先（予定）

PCB廃棄物の処理施設

- ・Molten Metal Technology社（米）
- ・S.D.Myers社（米）

費用 1,000,000円前後

スケジュール

日次	月日（曜）	発着地／滞在地	発着時間	交通機関	主なスケジュール、訪問先
1	9月16日（火）	東京（成田） シカゴ シカゴ ノックスビル	発 12:00 着 9:50 発 14:35 着 16:57	JL010 UA769	(ノックスビル泊)
2	9月17日（水）	ノックスビル ノックスビル ワシントン	午前 発 15:28 着 17:23	専用車 US6441	Molten Metal Techonlgy 社訪問 (ワシントン泊)
3	9月18日（木）	ワシントン ワシントン クリーブランド	発 18:10 着 19:26	専用車 CO1119	10:00-13:30 DR.SKINNER氏とのミーティング 14:00-16:00 EPA訪問 (クリーブランド泊)
4	9月19日（金）	タルマージ クリーブランド ニューヨーク	午前 発 15:50 着 17:19	CO240	S.D.Myers 社訪問 (PCB処理施設) (ニューヨーク泊)
5	9月20日（土）	ニューヨーク	終日	専用車	(ニューヨーク泊)
6	9月21日（日）	ニューヨーク バッファロー	発 7:50 着 9:04	CO1234	(トロント泊)
7	9月22日（月）	トロント トロント オタワ	午前 午後 発 17:15 着 18:15	AC460	Eco Logic 社訪問 (PCB処理施設) Ontario Hydro Technology 社訪問 (オタワ泊)
8	9月23日（火）	オタワ	午前 午後 夕刻		カナダ環境省訪問 廃棄物処理施設又は関連団体訪問 視察団反省会 (オタワ泊)
9	9月24日（水）	オタワ シカゴ シカゴ	発 8:25 着 9:15 発 12:00	AC311 JL009	(機中泊)
10	9月25日（木）	東京（成田）	着 14:40		

注) スケジュールにつきましては一部変更することもあります。

産廃焼却にキルンストーカ炉を採用



□----

昭和50年に創業

㈱富士クリーンは、昭和50年7月に設立された。当時昭和50年前後は、公害国会を経て近代廃棄物行政の具体的なスタートの時期であり、昭和51年には厚生省に産業廃棄物対策室が設置された。昭和48年頃から本格的に創立の検討に入りバブル前の物価狂乱の時代に旗揚げした。馬場一雄会長は「当時は、少ないお客だったが、それなりに安定、固定化し、創立当初の割りには順調だった印象がある。」と語りはじめた。

「クリーン&快適環境を創る」をテーマに産業廃棄物の適正処理とゼロ・エミッション（廃棄物ゼロ）を目指してリサイクル事業に取り組む姿勢を明らかにしている。同社のシンボルマークは亀である。急がば回れというのか、兎ではなく、一步一步着実に歩を進める姿勢は、現在、紛争の多発している廃棄物問題には欠かせない姿勢を象徴している。

同社は180t/日キルンストーカ式焼却炉施設、管理型最終処分場（埋立容量312,919㎡、75㎡/日浸出水処理施設）、運搬車両及び重機類72台を擁して、産業廃棄物処理、一般廃棄物処理、浄化槽保守点検を中心に、操業開始以来20年余活躍してきている。香川県の中心部にある綾上町に本社を置きながら、営業範囲は四国一円はも

ロータリーキルン+ストーカ炉を採用、多様な廃棄物の焼却処理を可能にしている

もちろん、中国・関西・関東地域と幅広い活動範囲を誇り、産業廃棄物処理業許可は、24都府県市に及び、特別管理産廃の収集運搬業許可では4県、特別管理産廃処分業の許可を香川県から受けているなど、その活動範囲は全国的に広がっている。

□----

人材育成に将来を

馬場会長は「創業時も決して楽では無かったが、今はさらに厳しく、苦しい時代を迎えている」としながらも、将来への展望として、社会の環境保全のために、廃棄物の適正処理と同時にリサイクル事業をも手掛けていかなければならないと強調した。そして造園の剪定、建築廃材のチップ燃料作りといった業務にも取り組んでいる。

また、社員には、廃棄物処理関係の厚生大臣認定資格の管理者が20名近く、その他、危険物取扱・ガンマ線・エックス線・放射線などの取扱主任者、浄化槽管理士、ボイラー技士など多くの資格者を擁している。さらに社員に対して率先して資格取得を奨励している。人材育成は将来の社業の発展に繋がる基本的なことであり、真摯に廃棄物問題に取り組む会社全体の姿勢こ

そが明るい将来への展望を象徴するものと理解された。

□---

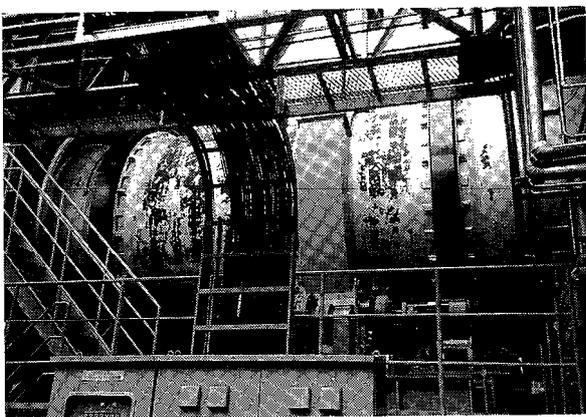
5月から180t炉の本格運転

今回は、このキルンストーカ炉を中心に紹介する。焼却対象物は廃プラ類、汚泥、廃油、廃溶剤、廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物と多岐にわたっている。

基本的な炉構造は別図の通りであるが、ストーカが逆U字型のフリーボード（2次燃焼およびガス冷却室）左底部にあり、その上にロータリキルン炉が設置され、接合部は2次燃焼室に繋がっている。焼却物によってロータリーキルンないしストーカ炉に分けて投入し、又、重油、廃油、廃溶剤、廃酸、廃アルカリは2次燃焼室に直接投入する。2次燃焼室とガス冷却室（水噴射装置付）は共同のフリーボードとなっている。

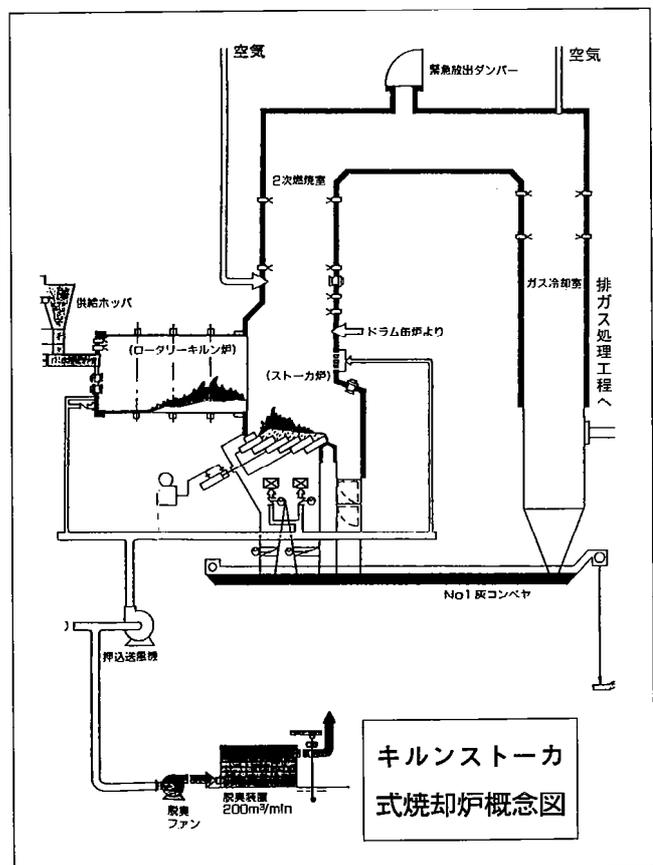
この複合多目的混合焼却施設は、物別の投入工程が非常に複雑であり、液状物は説明の通り2次燃焼室に直接投入されるが、その他の①廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くずは雑芥ピットに、②ガラスおよび陶磁器くず、家畜糞尿、廃油と油泥の混合物は破砕物ピットに、③汚泥は汚泥ピットに一旦貯留される。

雑芥ピットの廃棄物は破砕機・磁選機を通り、破砕物ピットを経て、キルンへ。汚泥は脱水機、



ロータリーキルン炉（左端がストーカ炉接合部）

乾燥機を経て、キルンへ送られる。一方、感染性廃棄物も別のルートを経てキルンへ送られる。また、別に設置されたドラム缶専焼炉もダクトが本体炉の2次燃焼室に繋がれており、ガス処理は総合的に行われる。訪問した当日は、キルン炉出口で約1200℃レベルの燃焼温度を記録していたが、炉の運転は、制御盤に現われるリアルタイムのデータに基づき、中央管理室で、多岐にわたる燃焼対象物の投入量をコントロールすることにより行っていた。排ガス処理プロセスは、冷却されたガスに消石灰を吹き込み、バグフィルタを通す処理が行われており、最近注目されている方法である。分離されたダストはセメント固化処理され、他の焼却残灰とともに搬出される。全体として、非常に広範囲の産業廃棄物の焼却処理を目的としているため、市町村に見られる焼却施設とは、かなり異なった印象を受けたが、複合多目的混合焼却施設として、今後、急速に注目されるシステムであろう。



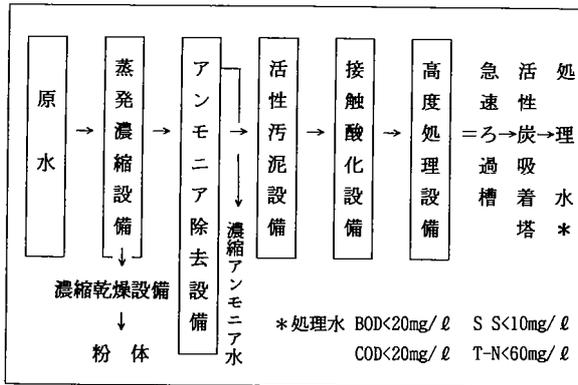
これら一連のシステムは専門プラントメーカーが建設、維持管理にあっている。

□---

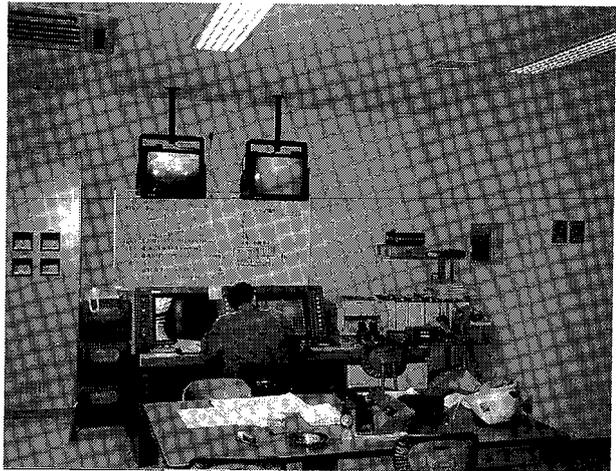
浸出水の処理対策

管理型最終処分場の浸出水処理施設の概要は図にフローで示した。浸出水原水は蒸発濃縮さ

＜浸出水処理施設フローシート＞
(概念図)



れ、アンモニア除去した後、活性汚泥法による処理を実施、この後、高度処理（急速濾過、活性炭吸着）により、完全を期している。処理水は同図の右下に紹介したが、環境へ十分に対応している。



キルンストーカ炉を総合管理する中央管理室

日米欧の産業廃棄物処理——各国の制度と実際

このたび日本はじめ欧米諸国における産業廃棄物の発生・処理状況、処理施設の整備状況、さらに制度・政策などを内容とした図書「日米欧の産業廃棄物処理」を国立公衆衛生院田中勝廃棄物工学部長の監修のもとに、(財)産業廃棄物処理事業振興財団が企画・編集し出版しました。

財団では平成7年5月、(社)経済団体連合会の協力の下に、欧州諸国における産業廃棄物処理対策の方向を探る目的で、地方公共団体、関係団体、及び企業関係者による調査団を編成、フランス、ドイツなど欧州諸国において現地調査を行いました。本書はその調査成果のほか、最新の情報を整理・収録し編集したものです。

本書が、日本の産業廃棄物処理の問題解決に少しでもお役に立てればと考え、ご一読いただきたくご案内申し上げます。

定 価

3,700円
(財団宛申込みの場合
3,300円・送料込)

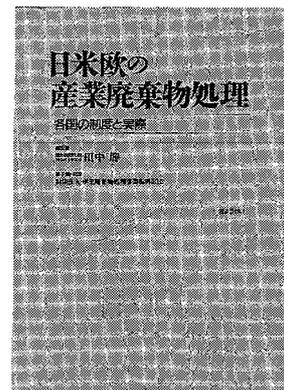
申 込
方 法

1. 指定振込口座に代金を振込む。
2. 書名・注文冊数・貴社名・部署名・担当者名・連絡先・代金振込日を記入の上、財団宛にFAXして下さい。

*振込確認が出来次第、送付します。

振込先

さくら銀行 堀留支店
普通預金 6368263



監 修：国立公衆衛生院廃棄物工学部長 田中 勝
企画・編集：(財)産業廃棄物処理事業振興財団

(財)産業廃棄物処理事業振興財団
FAX 03-3639-9038 ☎ 03-3639-9040

産業廃棄物の業界は、このたびの廃棄物処理法の改正に大きな期待を寄せている。真面目に取り組む業者が、ダンピング、不法に近い処理処分を行う業者により、追い込まれるケースが多く「悪貨が良貨を駆逐する」という世界の一面を見せてきた。馬場一雄(株)富士クリーン会長は「廃棄物の収集、運搬処理処分というのは、それなりにお金に係り、時間が係るわけですよ、ある意味では難しい商売ですね」と現実を語る。

「昭和48年頃から準備は始めていたのだが、創設当初は本当に2、3件のお客だけだったが、しっかりした企業で、安定した仕事があった。もちろん埋立処分をやったわけです」と当時をふり返る。今日、世の中が一変したが「当時は大気汚染がひどい時代だったから、この問題に目鼻がつけば、次の問題がといった見込みもあり、ある程度の見通しはあった」と草分け時代を語る。長年、この分野で誠心誠意取り組んできて感じることは、「業者の指導を行政がきちっとやってほしい。」法律も改正されたが、もっと現場を直視して、如何にあるべきかを考えてほしいと思う。時間を掛け、設備投資を行ってきている立場としては、自由競争ではあるが、適正な市場形成をしていかねば、安かろう悪かろうの世界になり、非常に厳しい状況に追い込まれることになる」と現実論に話は展開する。

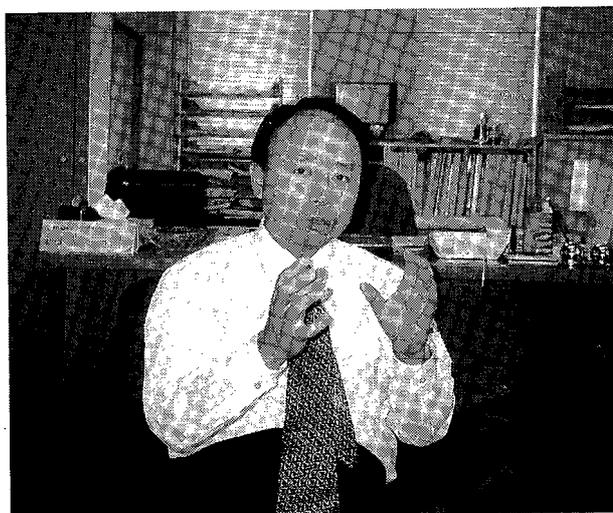
同社は、今年5月から処理能力180t/日の焼却施設の本格運転に入った。非常に大きな設備投資を強いられたわけだが、馬場会長は「地域の住民の理解を得ること、地域に何らかのプラスになることなど施設建設以外にも多くの条件を乗り越えねばならない。市場形成の適正化はもちろんのこと、民間企業が資金調達するのはな

かなか大変なことであり、この苦しい状況の中で、産廃振興財団の役割は、非常に大きい。欲をいえば債務保証の枠をさらに広げてもらいたいというのが本音です」と笑う。

地域との協調体制はどういった方法でと聞くと「本当に一軒、一軒歩いています。何か変わったことはありませんか、に始まって日常生活の話を含めて接触しています。最近では、処分場についても、こういった所があるからやらないかと持ち込まれることもあり、本当にありがたいと思っている。もしその用地が使えるとすれば後の手続きは同意書を取ったりといろいろやりますが、ありがたい。何ととっても迷惑施設ですから、反対のための反対、嫌だけど仕方ないだろうといういろいろあり、世代交代も進んでおり、訪問した時は、必ず家族の人達に出てきていただいて皆さんと話をし、家族が納得した上で同意書をいただくといった努力をしている」と草の根の日常活動の積み重ねを強調した。馬場会長は「いろいろ言いましたが、やはり廃棄物問題は子供の時から教育が非常に大切に思います」と締めくくった。

馬場一雄会長に聞く

家族ぐるみの付き合い



家族の皆さんに話を聞いて納得していただくことが大切ですと馬場会長

「PCBに関する国際セミナー」講演抄録集および報告書の頒布について

本ニュース第6号で報告したように、当財団、(財)日本環境衛生センター、(社)産業環境管理協会の主催によるPCBに関する国際セミナーが昨年12月2日～4日の3日間にわたり、東京都内で開催されました。

世界的に使用され、その毒性による環境汚染が問題となっているPCBについて各国の実情と問題点を把握し、今後の政策や処理技術等を議論してPCB問題の早期解決を目指したものです。

当日は世界の政策担当者や専門家による講演や活発な議論が展開されましたが、参加できなかった方々から主催者側に講演内容等についての紹介が相次ぎました。

このたび本セミナーの講演抄録集および報告書がまとまりましたので、ご希望の方は次の要領でお申込み下さい。

◆PCBに関する国際セミナー◆

International Seminar on PCB Management
抄録集：A4版、バインダー綴じ、講演抄録英文含む
報告書：A4版、100頁、海外招待講師講演抄録和訳含む
頒布価格 5,000円（送料込み）

申込方法

1. 指定振込口座に代金を振込む
2. 書名・注冊数・貴社名・部署名・担当者名・連絡先・代金振込日を記入の上、財団宛にFAXして下さい。

*振込確認が出来次第、送付します。

振込先

さくら銀行 堀留支店
普通預金 6368263

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

TEL 03-3639-9040

FAX 03-3639-9038

編集後記

この『財団ニュース』が皆さんの手元に届くころには、梅雨も明け、暑い真夏の太陽が照りつけていることでしょう。

今月号から、私が財団ニュースを担当することになりました。

産廃問題は今や紙面に載らない日は無いほど社会の最緊急課題です。

そして、この問題解決の一助となるよう設立

された当財団ですが、その知名度ははなはだ低いものです。これには、我々の努力不足もありますが、依然としてあるゴミへの関係者（国民）の忌避的意識・行動も手伝っていると思います。

皆の目（関心）がゴミに集まっている今こそ財団を知っていただく好機であり、その役目を担う『財団ニュース』の重要性を再認識し、内容充実に努力したいと思いますので、諸氏の支援、助言をよろしく願います。（竹内）

「産廃振興財団ニュース」 No.8 1997.7

発行日 平成9年7月25日

発行人 太田文雄

発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

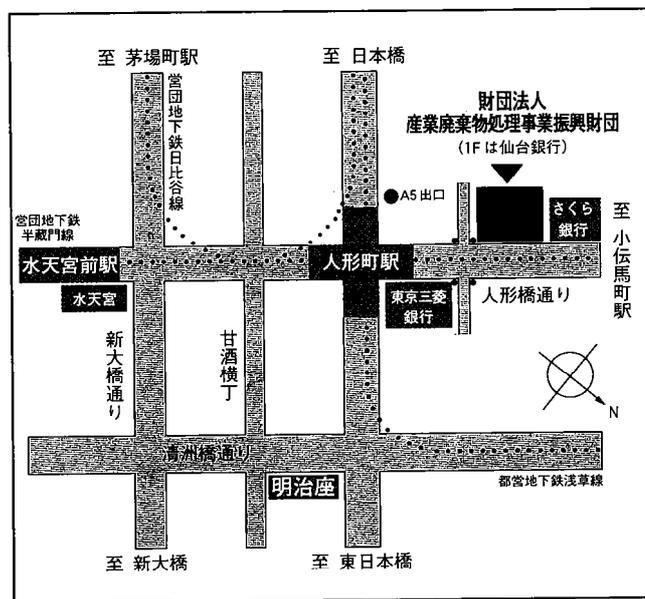
〒103 東京都中央区日本橋堀留町1丁目8番13号（太陽堀留ビル5F）

TEL 03-3639-9040 FAX 03-3639-9038

印刷 (株)環境産業新聞社

再生紙を使用しています。

財団法人 **産業廃棄物処理事業振興財団**



営団日比谷線・都営浅草線「人形町駅」下車 徒歩3分
 財団(太陽堀留ビル)への最寄り出口は「A5」
 営団半蔵門線「水天宮前駅」下車 徒歩6分

〒103 東京都中央区日本橋堀留町1丁目8番13号
 太陽堀留ビル5階
 電話 (03) 3639-9040 FAX (03) 3639-9038